



山形労発基 0417 第2号
令和5年4月17日

関係団体の長 殿

山形労働局長



第10次粉じん障害防止総合対策の推進について

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、粉じん障害の防止に関しては、粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。)が全面施行された昭和56年以降、粉じん則の周知徹底及びじん肺法(昭和35年法律第30号)との一体的運用を図るため、これまで9次にわたり、粉じん障害防止総合対策を推進してきたところです。

その結果、昭和55年当時、6,842人であったじん肺新規有所見労働者の発生数は、その後大幅に減少し、令和3年には136人となるなど、対策の成果はあがっているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが重要です。

このような状況に鑑み、別紙のとおり、引き続き、第10次粉じん障害防止総合対策を推進することといたしました。

つきましては、貴職におかれましても、本総合対策の趣旨を御理解いただき、会員その他関係事業場に対する本総合対策の周知を図るとともに、本総合対策のうち、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」の実施につき、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。